

教第12号議案

教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則の件

教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成29年5月22日提出

神戸市教育委員会

教育長 雪村新之助

教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則（昭和46年12月教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表1の工業高等専門学校事務室の項を次のように改める。

別表1（第3条関係）

特別の勤務に従事する職員			勤務時間	休憩時間	週休日
所勤務 属先	職名	職種名等			
工業高等専門学校事務室	事務職員 技術職員	一般事務 司書 土木 電気 機械 化学 自動車整備 技士 保健師	午前8時30分から午後5時15分まで	60分	土曜日、日曜日
		管理員 施設管理員	午前7時15分から午後4時まで		

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

理 由

勤務時間の変更に伴い、規則を改正する必要があるため。

(参考)

教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則 ぬきがき

( \_\_\_\_ は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

別表1 (第3条関係)

特別の勤務に従事する職員			勤務時間	休憩時間	週休日
略			略	略	略
工業 高等 専門 学校 事務 室	事務 職員 技術 職員	一般 事務 司書 土木 電気 機械 化学 自動車 整備 技士 保健 師 管理 員 施設 管理 員	午前 8時 30分 から 午後 5時 15分 まで	60 分	土曜 日, 日曜 日
		管理 員 施設 管理 員			

備考 略

特別の勤務に従事する職員			勤務時間	休憩時間	週休日
略			略	略	略
工業 高等 専門 学校 事務 室	事務 職員 技術 職員	一般 事務 司書 土木 電気 機械 化学 自動車 整備 技士 保健 師 管理 員 施設 管理 員	午前 8時 30分 から 午後 5時 15分 まで	60 分	土曜 日, 日曜 日
		管理 員 施設 管理 員			

備考 略